特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種事務				
②事務の概要	四條畷市は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市内に居住する者に対して、医療機関で予防接種(個別接種方式)を受けるための事業を実施している。また、接種の受け方について、市民への啓発や接種に関する相談を行うとともに、予防接種情報の管理、統計報資料の作成及び報告並びに健康被害者への給付等の事務を行っている。				
③システムの名称	健康管理システム、住基システム、統合宛名システム、中間サーバー				

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理(予防接種)システム情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法第9条第1項 別表の14の項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	用特定個人情報の提供に関するの項 ・行政手続における特定の個人を用特定個人情報の提供に関する及び第31条 2 情報提供の根拠 ・行政手続における特定の個人を用特定個人情報の提供に関する。	を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 る命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の25、27、28及び29 を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 る命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第23条、第25条、第30条 を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 る命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の25の項 を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 る命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の25の項 を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 る命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第23条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

	四條畷市 総務部 総務課
請求先	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号
	電話:072-877-2121(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 四條畷市 健康福祉部 保健センター 〒575-0052大阪府四條畷市中野三丁目5番28号 電話:072-877-1231 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書] ては、それぞれ 』	直点項目評価	書又は全項	3) 基礎項目評価	書及び 書及び		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託				[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	提供ネットワーク	プシステムを ĭ	通じた提供を	除く。)	I.]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続		[]接続	しない(入手)	Ε]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 理題が確され 3)			

7. 特定個人情報の保管・3	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		た書類等は、業務の	付間違い等が起こらないよう複数人による確認を実施して 中も窓口等、市民や来訪者の目に触れる場所には置かない 「保管している。

9. 監	查								
実施0	D有無	[〇] 自己点検		[]	内部監査	[〕外音	『監査	
10. 税	É業者に対する教育・ 原	杏							
従業者	音に対する教育・啓発	[十分に行っ	っている]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に作 3) 十分に作	を入れて行 テっている		
11. 量	とも優先度が高いと考	えられる対策			[]≦	È項目評価又ℓ	ま重点項	目評価を実施	する
最も優る対策	₹先度が高いと考えられ	[8) 特定個人情報 <選択肢> 1) 目的外の入る 2) 目的を超えた 3) 権限のないる 4) 委託な提供の 5) 不正な提供の 6) 情報提供の 7) 情報提供人情報 9) 従業者に対	手が行われる 会組付け、事 者によって不 する不正な付 移転が行わ シトワークシン ない 報の漏えい・	るリスク 終にに等の を を は に は り れ る よ く え て 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	クへの対策 要のない情 用されるリン ロリスクへの スクへの対 を通じて目的 を通じて不正	報との紐付けが スクへの対策 対策 (委託や情報提供: 外の入手が行れ な提供が行われ	ネットワークシ われるリス	_{ンステムを通じた提} クへの対策	
当該対	対策は十分か【再掲】	[+分で]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が死	を入れてい ある 浅されてい	る	
	判断の根拠	各事業の対象者等、 保管している。また、 たものは適切に溶解 個人情報を記録して 人情報の適切な取り	過去の簿冊 処分している いるエクセル	ŀ類は名 る。入力 レ等の¶	・事業ごと、 ⁴ 力作業は担当 電子記録は、	手度ごとに所定(当者で実施する。	の場所に促	呆管し、保存年 ブルチェックを行	限が経過し 行い、また、

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシス テムによる情報 ②法令上の根拠	の項	条の3、第13条及び第13条の2	事後	
平成29年3月31日	IIしきい値判断項目 1 対象人数	2015/6/12	2017/3/15	事後	
平成29年3月31日	IIしきい値判断項目 1 取扱者数	2015/6/12	2017/3/15	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担	保健センター 所長 高津 和憲	保健センター 所長 豊留 利永	事後	
平成30年12月28日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	2017/3/15	2018/3/31	事後	
平成30年12月28日	IIしきい値判断項目 1 取扱者数	2017/3/31	2018/3/31	事後	
令和1年6月26日	I 関連情報 5 評価実施機関における担	保健センター 所長 豊留 利永	保健センター 所長	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1 対象人数	2018/3/31	2019/3/31	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数	2018/3/31	2019/3/31	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	なし	項目の新設	事後	
令和2年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	2019/3/31	2020/4/1	事後	
令和2年7月8日	IIしきい値判断項目 1 取扱者数	2019/3/31	2020/4/1	事後	
令和2年7月8日		内部監査	自己点検	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	2020/4/1	2021/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報 ②法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12 条の3、第13条及び第13条の2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表二の16の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成	及び19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表二の16の2の項	事後	番号法改正(令和3年9月1日 施行)に伴う号ズレを修正
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年9月29日	1 对家人致	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年9月29日	IIしきい値判断項目 1 取扱者数	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年7月22日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年7月22日	Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年7月22日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)第10条	の番号の利用等に関する法律別表の主務省令	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表二の16の2、17、18 及び19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表二の16の2の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の別用等に関する法律別表表会(平成	1 情報照会の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表25、27、28及び29の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第23条、第25条、第30条及び第31条 2 情報提供の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表25の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第23条	事後	
令和7年10月29日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事前	
	Ⅱしきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事前	
令和7年10月29日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業		2)十分である 個人情報を含む文書等を送付する際は、送付 間違い等が起こらないよう複数人による確認を 実施している。個人情報の書かれた書類等は、 業務中も窓口等、市民や来訪者の目に触れる 場所には置かないよう徹底し、終業後は鍵のか かる保管庫にて保管している。	事前	様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考え られる対策		8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ の対策	事前	様式変更
令和7年10月29日	Ⅳ リスク対策 11 最も優先度が高いと考え られる対策		2)十分である 各事業の対象者等、個人情報を取り扱っている 紙文書は処理後速やかに各簿冊に綴り、所定 の場所に保管している。また、過去の簿冊類は 各事業ごと、年度ごとに所定の場所に保管し、 保存年限が経過したものは適切に溶解処分し ている。入力作業は担当者で実施するとともに ダブルチェックを行い、また、個人情報を記録し ているエクセル等の電子記録は必ずパスワード をかけて保管している。委託先にも個人情報の 適切な取り扱いの徹底を依頼している。	事前	様式変更